

令和4年1月5日

保護者の皆様

こども教育保育課長
(公印省略)

感染再拡大抑制のための就学前教育保育施設の対応について（依頼）

【第68報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症については、感染性・伝播性の高さ等が懸念される新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、感染が全県に拡大しております。

感染再拡大を抑制するため、別紙のとおり「感染のための沖縄県対処方針（警戒レベル2）（以下「沖縄県対処方針」という。）」が沖縄県から公表されており、このような状況を勘案の上、本日から当面の間、本市内就学前教育保育施設における対応については、沖縄県対処方針に基づく他、下記のとおりといたしますので、ご確認くださいようよろしくお願いいたします。

※本決定事項は1月5日現在のものです。同感染症対策については、国において更なる科学的知見を収集しつつ個別具体的な対応を行って行く必要があると示されていることから、今後変更があり得ることを申し添えいたします。

※下記3、4について、登園を自粛した際の保育料等については、減免等措置の対象となります。

記

- 1 園児について、日々の体調管理を徹底し、症状のある場合や体調が悪い場合は、登園を控えるようお願いします。
- 2 園児の家族に、症状のある方や体調の悪い方がいる場合や濃厚接触者がいる場合も健康管理に十分留意してください。
- 3 園児について、感染者や濃厚接触者となった場合、又は保健所等の判断の下でPCR検査を受検する場合は、保健所の指示に基づき、自宅での療養をお願いいたします。
- 4 園児について、接触者となった場合、最終暴露日（陽性者との接触等）の翌日から14日間、可能な限り登園を控えてください。
- 5 ご家庭において、基本的感染症対策の徹底（手洗い、換気、3密を避ける等）を行ってください。
- 6 各家庭での保育が可能な世帯で、可能な日に、ご家庭での保育を行う「家庭保育の協力」についてご協力をお願いいたします。ご家庭での保育が可能な範囲内（平日に仕事が休みの場合等）で、登園を見合せていただきますようお願いいたします。